

仕 様 書

1. 委託件名 令和8年度 Tokyo Location Box Press 製作業務委託

2. 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が運営する東京都のロケ支援窓口である東京フィルムコミッションは、ロケーション撮影を活用した地域振興を目的とした活動を行っている。

本事業は、支援作品及び都内ロケ支援窓口の活動紹介を目的とした季刊紙

「Tokyo Location Box Press」を発行し、映像制作者及び広く一般の方々に活動紹介を周知することで、都内ロケ支援窓口の周知及び誘客による地域活性を目的とした情報発信を行うものである。

3. 契約期間

令和8年8月13日から令和9年3月31日

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 委託内容

（1）製作の概要

＜台割＞ 以下を基本とするが、必要に応じてページ順の入れ替え、内容の変更等は可とする。

頁	掲載内容	本委託業務で実施する内容
1	表紙	・「Tokyo Location Box Press」名称記載 ・タイトルロゴを使用すること (ロゴデータは財団より提供)
2-3	支援作品情報 特集ページ	【支援作品情報】 ・東京ロケーションボックス及び都内区市町村ロケ支援窓口より提供される支援作品情報及びテキストの掲載 【特集ページ】 ・提供される支援作品情報以外に、該当地域の調査、又は取材を行い、素材等を入手の上、ロケに関連した地域のプロモーションに繋がる特集情報を組むこと (例 該当地域のロケ地 MAP、ロケ地周辺のグルメ紹介、ロケ地周辺の観光情報等)

4	裏表紙	・東京ロケーションボックス事業の紹介 ・ロケ撮影協力施設の募集 次のページの記載内容を参考に「ロケ撮影協力施設の募集」情報を掲載すること 参考：ロケ撮影協力施設の募集
---	-----	--

ア 原稿作成

台割に記載の内容を基本に、原稿を作成すること。

イ レイアウト構成及びデザイン

イラスト及び写真等を積極的に使用し、レイアウト構成及び紙面デザインを行った上で視覚に訴えるように製作すること。

ウ 発行スケジュール

年 2 回の発行

1 回目（令和 8 年 9 月想定） 2 回目（令和 9 年 2 月想定）

以上のスケジュールを基本として、全体のスケジュール案を財団へ提示すること。

※台割に記載の「特集ページ」の内容のジャンルを 1 回目と 2 回目の発行で変えること。

エ 「Tokyo Location Box Press」規格等

サイズ：A3 サイズ（仕上り：A4 サイズ） 4 ページ

色 数：両面カラー 4 色

加 工：二つ折り

オ 留意点

- 写真、イラスト、その他必要な素材は受託者において入手することを基本とするが、別途協議の上、財団所有の素材を使用することができる。
- 関係団体への取材・協力依頼及び掲載内容確認（校正）については、原則、受託者が行うものとする。なお、取材・協力依頼及び掲載内容確認を行う際は丁寧な対応を心掛けること。
- 第三者の著作物を利用して作成する場合は、一部改編して掲示・配布する等の利用及び利用方法についても第三者の許諾を得ておくこと。
- 文字校正は、受託者が責任を持って行うこと。レイアウト前、及びレイアウト後から最終原稿に至るまでファクトチェックも含め綿密に校正・校閲を行うこと。
- 本委託業務による成果物については東京都・財団が別途指定する PR ツール(紙媒体及び電子媒体)に掲載する旨を権利者から許諾を得ておくこと。
- 財団から提供する写真素材以外で「Tokyo Location Box Press」のデザイン等に利用する素材は、リーフレット完成後以降も利用料や利用許可等が不要、かつ継続的に利用できるよう手配すること。合わせて上に記載の別途指定する PR ツールへの利用許可も含め、権利料や使用料等の経費が発生する場合は本委託料に含めること。

6. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。

- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、7 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、7 により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7 により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 7 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる

事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

**https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ア 5.（1）で受託者が収集する著作物の使用許可取得等に係る個人情報（氏名、メールアドレス）
 - イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- （2）「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。
- ***https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
- ****https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx
- また、7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- （3）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

11. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

12. その他

- （1）財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- （2）本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- （3）本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 東京ロケーションボックス 佐藤・青木 03-5579-8464
--